

陳 述 書 (2)

平成 23 年 1 月 15 日

前衆議院議員

公認会計士・税理士

広津 素子

(1) 佐川急便代理人の証拠には信憑性がないことについて

反訴被告（本訴原告）は、甲 3 及び甲 8 の証拠の日付を偽り、いかにも請求前に配布完了報告書ができていたかのように見せています。また、本当は 2010 年 2 月 3 日付の甲 5 の日付を、2010 年 12 月 22 日に反訴被告（本訴原告）が提出した証拠説明書で、2009 年 8 月 17 日付と偽り、一見、私が、早々に支払いを拒絶したかのように見せています。

そして、後付で作った私が見たこともない資料である甲 6 をつけ、初めから、不特定多数に配布し、配布できないケースもあることを納得して契約したはずであるにもかかわらず、私が、理不尽にも、早々に支払いを拒絶したのだというストーリーを作っています。なお、このストーリーは、誰かが新聞発表したらしく、2010 年 9 月 19 日前後に、新聞社から私に取材の電話があり、私が説明した内容とは全く異なる佐川急便側のこのストーリーが、新聞に掲載され、私の評判が落とされました。

しかしながら、現在では、出された証拠の数が多くなり、私と佐川急便や佐川急便の代理人弁護士とのコミュニケーションの状況を知らない第三者には、証拠の真偽の見分けがつきにくくなったと思いますので、ここで原告・被告の双方が提出した証拠を真の時系列で並べかえ、佐川急便の代理人弁護士がつけた証拠の虚偽性を証明します。

<原告・被告が提出した配布完了報告書関係の証拠の日付とその信憑性>

証拠番号	証拠の信憑性	証拠の作成年月日	内容説明
甲 2	○	2009. 7. 31	佐川急便の見積書。明らかに、7 月 31 日には、OK の連絡済です。
乙 21	○	2009. 8. 1	東京でのタクシー領収書、九州での有料道路領収書であり、8 月 1 日に、私が、赤坂議員宿舎から唐津まで移動した証拠です。
甲 7	○	2009. 8. 13	下請けのドリームキングダムから送ってきた経過報告で、8 月 9 日からしか配布されていないことが記載されています。
乙 5	○	2009. 8. 15	佐川急便へのクレーム通知書（FAX で送付）です。
甲 1	○	2009. 8. 16	2009. 8. 16 開催の国政報告会を広告するためのビラで、今回の配布対象物です。8 月 15 日までの配達が必要不可欠でした。

乙 20	○	2009. 9. 4	佐川急便唐津店からもらった請求内訳です。
乙 6	○	2009. 8. 31	佐川急便唐津店からの請求書で、この時点で、配布完了報告書はもらっていませんでした。
乙 14	○	2009. 9. 4	大槻印刷からの広告ビラに関する請求書で、広告ビラは、8月6日着となっています。
約 2月		↓	この間、佐川急便唐津店の村田氏、千葉氏に何度も配布完了報告書を催促しましたが、 <u>千葉氏は、「今からでは作れないだろう」と言って、配布完了報告書はもらえませんでした。</u>
甲 6	××	2009. 10. 29 FAX	配布契約前にあったものではなく、私は、訴訟開始まで見たこともなくサインもしていませんので、証拠の価値はありません。送付時と場所から見て、佐川急便九州支社が、訴訟用にあわせて作ったものと思われます。
乙 7	○	2009. 11. 2	佐川急便九州支社から送られてきた脅迫まがいの催告書
乙 8	○	2009. 11. 17	佐川急便九州支社の債権管理担当に対し、契約解除を通知した内容証明郵便
乙 18	○	2009. 11. 17	佐川急便九州支社長の別所氏に対し、簡易書留で契約解除を通知した手紙
乙 19	○	2009. 11. 17	佐川急便唐津店の村田氏に対し、簡易書留で契約解除を通知した手紙
乙 9	○	2009. 11. 18	佐川急便代表取締役の近藤氏に対し、簡易書留で契約解除を通知した手紙
甲 8	××	佐川急便代理人がつけた日付は偽であり、本当は、2009. 12 月上旬	反訴被告（原告）は、2009. 8. 19 及び 2009. 11. 17 の日付をつけていますが、（4）に書いた理由で日付が嘘であり、偽の証拠を偽造した点で、マイナスの証拠だと思います。
乙 10	○	2009. 12. 9	争いになった後のこの日に、初めて送られてきた全地域実績表で、この時初めて配布報告書と書かれているものを受け取りましたが、汚すぎるし、乙 4 の形式ではないので、これではだめだと、佐川急便代理人の鬼塚弁護士に言いました。
約 2月		↓	この間、佐川急便代理人の鬼塚弁護士と電話で話をしましたが、「確かに、ひどいですね。」と言いながら、鬼塚弁護士が、2009. 12. 9 の不完全な全地域実績表を修正していました。
甲 4	○	2010. 1. 26	「督促状」と題された内容証明郵便で、佐川急便代理人が、佐川急便から一切の権限の委任を受けたと記載してあります。

乙第17号証

甲 5	××	<p>実際は 2010. 2. 3 ↓ 佐川急便代理人が 証拠説明書で 2009. 8. 17 に変更</p>	<p>甲 4 の督促状の返事として、私が、内容証明郵便で送ったもので、正しい日付は、平成 22 年（2010 年）2 月 3 日と書面に明記してあるにもかかわらず、反訴被告の証拠説明書では、平成 21 年 8 月 17 日とされており、いかにもその時期から、私が支払いを拒絶していたかのような書面の準備の仕方をされて、驚いています。</p>
乙 11	○	2010. 2. 8	<p>ドリームキングダムが 2009. 12. 9 に FAX してきた見にくい全地域実績表を、佐川急便代理人である鬼塚弁護士が、形式のみ整えて送付してきた書類</p>
甲 3	××	<p>1 回目は日付なし ↓ 2 回目は、証拠説明書において、 2009. 8. 19 に変更</p> <p>本当は、乙 11 と同じで、2010. 1～2 月に完成したもの</p>	<p>平成 22 年 8 月 4 日の訴状では日付がなかったにも拘らず、私の主張を見た後に、日付を平成 21 年 8 月 19 日として、証拠説明書に記載し、あたかも佐川急便の請求前にできていたかのようにカムフラージュしたものであり、証拠の日付の悪質な捏造です。</p> <p>後出しじゃんけんの形で、証拠の日付を変え、証拠の捏造をした点で、マイナスの証拠でしょう。</p>

<配布完了報告書の日付に、直接には関係のない証拠>

証拠番号	証拠の信憑性	証拠の作成年月日	内容説明
乙 2	○	2008. 3. 27	ヤマト運輸に依頼した時の配達完了報告書
乙 1	○	2010. 9. 29	本訴被告、反訴原告の陳述書
乙 3	○	2009. 2. 26	前回の佐川急便の配達時の見積書
乙 4	○	2009. 3. 21	前回の佐川急便の配達時の配達完了報告書
乙 13	○	2010. 9. 1	私の公認会計士としての専門性や人柄に関する証明
乙 15	○	2002. 4. 16	公認会計士報酬規定、逸失利益の計算目的
乙 16	○	2010. 8. 26	本件訴訟のために使った航空券領収書の一部
	○	2010. 9. 14	本件訴訟のために使った航空券領収書の一部
	○	2010. 10. 5	本件訴訟のために使った航空券領収書の一部
	○	2010. 10. 6	本件訴訟のために使った航空券領収書の一部
乙 17	○	2011. 1. 12	本訴被告、反訴原告の陳述書（2）
乙 22	○	2011. 1. 7	この訴訟のために移動した飛行機代
乙 23	○	2009. 8. 30	選挙運動収支報告書
乙 24	○	2010. 9. 19	本件訴訟に関する朝日新聞の歪曲した記事

(2) 甲第3号証の偽証について

平成22年8月4日付の本訴原告（反訴被告）の訴状には日付がついていなかったにもかかわらず、平成22年（2010年）10月22日付の本訴被告（反訴原告）の主張を見た後である、平成22年12月22日付の本訴原告（反訴被告）の証拠説明書では、平成21年（2009年）8月19日付とされており、本訴原告（反訴被告）は、2009年8月19日には、この完成版の全地域実績表を作成済であったという体裁をとって、自らの主張の正当性を主張していますが、これは、後出しじゃんけんの形で、本訴被告（反訴原告）の主張をかわすべくつけた日付です。

そう断言できる理由は、2009年9月～10月の間、私は、佐川急便唐津店の千葉氏に配布が不完全であった旨のクレームを言うと同時に、何回も、配布報告書の提出を求めましたが、「今からでは無理だろう。配布していないというのなら、その立証責任はそちら側にある。」と言われていたからです。そして、そもそも、2009年8月19日の時点で、完成した全地域実績表が存在していたのであれば、それを基に、直ちに、乙4形式の配布完了報告書を作って出せばよかったはずだからです。

そして、ここで、本訴原告（反訴被告）は、パソコンで出した地域実績表のみを提示していますが、これは、ドリームキングダムのパソコンに保存している前回の配布報告書を少し変えれば、すぐに作成できるものです。

この地域実績表が、本当に配布の実績を示しているという信頼性を持てるためには、配布時に担当者が記入した手書きのポスティング報告書を基に、その日か翌日までくらいにパソコンに入力して集計されていなければならないのです。

そうすることにより、真の情報がパソコンに入力されると同時に、配達しているアルバイトの人が真面目に配達しているかどうかの管理を本部で集中的に行い、アルバイトの人が真面目に配達する動機付けや実績の把握にも利用することができるのです。

そのために、乙4の前回の完了報告書には、手書きのポスティング報告書がついているのであり、これは、必要不可欠なものなのです。

(3) 甲第6号証の偽証について

平成22年8月4日付の本訴原告（反訴被告）訴状についてきた証拠により、私は、初めてこれを見ました。つまり、私は、契約前には、これを見たことがなく、サインもしていないということです。

FAXの上部に、「2009年10月29日 佐川急便九州支社 ; 092-502-8121」という記載がありますので、この時期に、訴訟のために準備したものでしょう。

(4) 甲第7号証について

本訴原告（反訴被告）が、証拠説明書において、示談交渉段階で、私が、甲7を、本訴原告（反訴原告）の代理人に送付したと書いていますので、これを何のために送ったかについて、以下に説明します。

乙9の佐川急便代表取締役近藤氏に対する私の手紙（2009年11月18日付）、乙18の佐川急便九州支社長別所氏に対する私の手紙（2009年11月17日付）、乙19の佐川急便唐津店店長村田氏に対する私の手紙（2009年11月17日付）に、下の資料1～7をつけて、「何故、ポスティング料金を支払わずに契約解除するのか」について、書いて送ったもののうちの資料5なのです。そして、この契約解除の手紙が到着する前に、全地域実績表を佐川急便唐津店は、佐川急便九州支社に送ったと主張すべく、日付を改ざんしているのが、甲8なのです。

手紙の中に引用されている資料は、すでに提出済のものが多いですが、提出されていないものについては、今回提出して下の対照表をつけ、手紙の内容がわかりやすいようにしました。

- 資料1＝甲第1号証（2009年8月16日開催の国政報告会のお知らせの広告ビラ）
- 資料2＝乙第7号証（2009年11月2日付の佐川急便九州支社からの催告書）
- 資料3＝乙第20号証（2009年9月4日付の佐川急便唐津店からの請求内訳）
- 資料4＝乙第5号証（2009年8月15日付の緊急通知と題するクレーム送付書）
- 資料5＝甲第7号証（2009年8月13日付のドリームキングダム途中経過報告書）
- 資料6＝甲第2号証（2009年7月31日付の佐川急便唐津店からの見積書）
- 資料7＝乙第4号証（2009年3月21日付の前回配布時の完了報告書の一部）

甲7の途中経過報告書は、私が今回の配布時、途中で何度も、佐川急便に配布の管理を頼んで、ドリームキングダムから送ってきたものです。

しかしながら、甲7の途中経過報告書でわかることは、8月6日に到着した広告ビラ（チラシ）を8月9日から配布し始めたこと（ただでさえ苦しい日程であったにもかかわらず、この間2日のロスがあったこと）、1日強風の日があったこと（その上、1日、十分に配れない日があったこと）、11万枚全部を配るつもりだ（11万枚配ったとして請求するつもりだ）ということだけで、私は、11月2日付の催告書を送られてきた時にも、配布完了報告書の完成版はもらっていませんでした。

そして、乙9の佐川急便代表取締役に対して契約解除を知らせる私の手紙（2009年11月18日付）、乙18の佐川急便九州支社長に対する同様の手紙（2009年11月17日付）、乙19の佐川急便唐津店店長に対する同様の手紙（2009年11月17日付）に、資料1～7をつけて送った後の12月9日に、ドリームキングダムより、2009年12月9日付の不完全な配布報告書である乙10が届き、その後、「これは確かにひどいですね。」と言いながら、本訴原告（反訴原告）の代理人である鬼塚弁護士が体裁を整えた乙11（＝甲3

＝甲 8) が届いたのです。

従って、全く未完成だった甲 7 の経過報告が、この後、約 4 ヶ月もの期間経過後の 12 月 9 日に、手書きの集計からの正確な情報に基づいて入力されて完成版にできるわけがなく、訴訟のために、急遽、作成されたものと考えるのが自然です。

甲 7 から結論として言えることは、全世帯・全事業所への配布期間は、1 週間でもぎりぎりであったのに、配布開始が 8 月 9 日と 2 日間遅れた上、1 日強い雨の日があつて十分に配布できず、仕事が雑になり、乙 4 の手書き部分を作つてしっかりと管理することもなかったため、乙 4 形式の配布完了報告書を作れなかったのだということです。

そのため、甲 8 は、前回の配布完了報告書（乙 4）のパソコンデータを、適当に変えて作ったのだと思います。

（5）甲第 8 号証の偽証について

結論から言つて、これは、後付で作つた悪質な偽の証拠であり、訴訟をするにあたり、改ざんまでして偽の証拠を作つて使うとは、本当に、とんでもないと思います。

偽の証拠であると考え理由は、以下のとおりです。

- ① まず、甲 8 の表紙となっているメールは、送られてきたメールを転送又は返信する操作をすれば、日付から文章まで、どうにでも書き直して作ることができます。甲 8 の証拠が、あまりにもあり得ないので、私もやってみましたところ、すぐにできました。
- ② 訴訟や争いになる前の 8 月 19 日と書かれたドリームキングダムのメールにおいて、顧客である私の名前を「広津もと子報告書」と呼び捨てで書いている点について、民間企業では、通常、顧客名を呼び捨てで書くことはありませんので、不自然です。ドリームキングダムも顧客を呼び捨てにしていなかった証拠に、下の添付ファイルには、「広津素子様チラシ」という名前がついています。従つて、下の添付ファイルは、早くから作り始めたものであるものの、メールの 2009 年 8 月 19 日は、①のようにして書き直されたものであり、本当は、係争がおきた後に送られたメールであると考えます。
- ③ また、8 月 19 日のメールにおいて、「大変お待たせしてしまい、非常に申し訳ございませんでした。」と書いてあるのは不自然であり、本当に 8 月 19 日に送つたのであれば、迅速なタイミングであるため、この文言はいらない筈です。
- ④ さらに、2009 年 8 月 19 日に、ドリームキングダムから佐川急便唐津店の千葉氏に送られたとされるメールを、2009 年 11 月 17 日に、佐川急便唐津店

総務部課長の梁井氏と佐川急便唐津店営業課の千葉智巳氏が、佐川急便債権管理部の荒木誠氏に送ったとしていますが、2009年11月17日に送付したとするメールには、この間の3ヶ月のずれの理由等のメッセージが何も記載されていません。もし、本当に2009年11月17日にメールが送られ、最初にドリームキングダムから送られてきた8月19日との間に3ヶ月ものずれがあったのであれば、こちらには、何かメッセージを書くはずです。

- ⑤ つまり、甲8の「2009年8月19日」「2009年11月17日」という日付は、どちらも虚偽であり、本訴被告（反訴原告）の平成22年10月22日の主張を見た上で、この時点ですでに配布完了報告書ができていたので契約解除はできないということを主張するために、本訴原告（反訴被告）の代理人が、2009年12月9日前後にドリームキングダムから報告書（乙10→乙11）をもらったメールを改ざんして作ったものであると考えます。
- ⑥ また、「2009/11/17」という日付も、実際より早めて書いた偽証であり、私が、2009年11月17日に佐川急便債権管理部に内容証明郵便（乙8）で、2009年11月17日に佐川急便唐津店の店長村田氏に簡易書留（乙19）で、そして、2009年11月18日に代表取締役の近藤氏に簡易書留（乙9）で、「何故、ポスティング料金を支払わずに契約解除するのか」について手紙を書いて送ったので、この契約解除の手紙が到着する前に、全地域実績表を佐川急便唐津店は佐川急便九州支社に送っていたのだと主張する必要があって、日付を改ざんしたのだと思います。
- ⑦ 私が、こういうことを書く理由は、8月19日にドリームキングダムから佐川急便に送られたとされる地域実績表は、2010年2月8日に本訴原告（反訴被告）の代理人である鬼塚弁護士が送ってきた乙11＝甲3の改ページ箇所を変えただけのものであり、2009年12月9日にドリームキングダムから送られてきた地域実績表（乙10）とも近いですが、8月19日にこういうものがあつたのであれば、ドリームキングダムが、12月9日に、このような形式の整っていない乙10の地域実績表をFAXしてくる理由がなかったはずだからです。
- ⑧ また、私は、2009年8月31日に請求書をもってから、2009年9月及び10月に、千葉智巳氏本人に何度も配布完了報告書を請求しましたので、本当に8月19日にこれが送られていたのであれば、すぐに配布完了報告書を出せたはずですが、千葉氏は「今からでは、作れないだろう。配布されていないという立証責任は、そちらにある。」と言っていましたので、8月19日の時点では、千葉氏は、このような地域実績表を持っていなかったと断言できるからです。

(6) 平成 22 年 11 月 30 日付の本訴原告（反訴被告）による反訴答弁書における主張に対する反論

① 契約締結日

本訴原告（反訴被告）は、電話で確定の返事をいただいたのが 8 月 4 日であったとしていますが、争いにもなっていないこの時点で、書類にわざわざ嘘の日付を書く人はいませんので、契約締結日は、7 月 31 日（私が自民党を離党した日）であることが、私の手書きのサインと日付で明らかです。

そして、8 月 1 日には、東京から唐津に移動しているため（乙 21）、この日以降は、東京での大槻印刷（所在地は、東京都江東区）との打ち合わせはできるはずがなく、この日以前に広告ビラ関係の手配を、すべて終わらせていたのです。

衆議院解散直後からみんなの党への参加準備を始めていた私は、約 10 万枚もの印刷をするにあたって、まだ東京で活動していた 7 月 31 日中に佐川急便での配布に目処をつけ、乙 14 の請求書を出した大槻印刷に印刷の手配をし、配布に要する日数を数えた上で、印刷期間、到達予定日を決めましたので、8 月 6 日に広告ビラが到着したのです（乙 14）。それは、大槻印刷が、注文を受け、紙を調達して 10 万枚もの印刷に要した時間、輸送に要した時間から考えても明らかです。

なお、平成 22 年 11 月 30 日付の反訴答弁書には、広告ビラの引渡しを受けたのは 8 月 7 日と書いてあり、甲 7 には、8 月 9 日から配布していると書いてありますが、これは、8 月 6 日に広告ビラがついたことを連絡したにもかかわらず、配布が開始されるまでに丸 2 日の時間的ロスがあったことを示しています。この日付のごまかしは、ポストイング日数が短いことがわかっ
ていながら、配布開始が遅かったため、契約締結日を、事実より遅くずらし
て書いているのだらうと思います。

② 「全世帯・全事業所」への配布か「不特定多数」への配布かについて

反訴被告が請求の減縮申立書において、ポストイング料金として使っている 98,369 枚 (2,788,761 ÷ 27 ÷ 1.05) は、全世帯・全事業所に配布した場合に必要な数量であり、乙 2 のヤマト運輸に依頼した時の世帯数 98,084 枚に近く、かつ 285 枚上回っています。これは、反訴被告が、全世帯・全事業所に配布することを認識していたことの証明にほかなりません。それにもかかわらず、不特定多数に配布する契約しかしていないなどと書いているところが、最初から一貫して感じられる反訴被告の不誠実さであり、虚偽の証拠をつけて提訴するという反訴被告の驚くべき態度を示しています。

③ 完了報告書の位置づけについて

佐川急便の手による乙 4 形式の完了報告書は、私にとっては、契約の相手方である佐川急便が、確かに配布サービスを行ったということを検収するために必要

不可欠な書類であり、反訴被告にとっては、実際に配布を完了したことを証明する重要な書類であって、これがなければ、反訴被告は、配布完了を証明することも、代金の計算をすることもできません。それは、前回の経験から反訴被告も、当然わかっていたはずです。

また、今回の配布時にも、私は、途中で何度も、配布の管理と報告書の作成を頼んだので、甲7の途中経過を送ってきたのです。これでも、完了報告書が契約の重要な要素であるとわかっていなかったとすれば、何回言えば、契約の重要な要素だとわかるのでしょうか。プロの業者が契約をする以上、顧客の要望は、一度言えば、わからなければならないと思います。

(7) 佐川急便の債務不履行と契約解除について

本訴原告（反訴被告）である佐川急便は、委託者である「みんなの党佐賀県第三選挙区支部」の支部長である私が、配布完了を検収し、同時に、受託者である佐川急便が実際に配布したことを立証するために、契約の重要な一部であった完了報告書を出せない状態だったのであり、配布されていないというクレームも多く、債務不履行であるため、私は、遅くとも2009年11月20日までに、契約を解除しています（乙8、乙9、乙18、乙19）。

また、反訴被告が反訴答弁書に記載している「8月20日ころに甲3と同様の完了報告書を提出した。」などというのは、真っ赤な嘘であり、弁護士の国家資格を持つ法曹関係者が、よくこんなことを書けるものだ、ただただ驚くばかりです。

なお、本訴原告（反訴被告）は、運送代金を支払うのは、「みんなの党」であると勘違いしており、事実でなくとも形式上の書類さえ整えば支部長であった私は支払いの承諾をするであろうと考えて、甘く考えていたふしがあります。しかしながら、私は、公認会計士ですので、支払いをするにあたっては、目的のサービスを受けたか否かの検収はきちんと行いますし、みんなの党は、小さな政党でお金もありませんので、公認されても、私が党からもらう金銭はなく、全額自費でやっており、甘くはありません。

従って、債務不履行である以上、2009年11月20日までに、契約解除しています。

(8) これに伴う損害について

① 広告ビラ印刷代及び運送代について

ヤマト運輸にも聞きましたが、ヤマト運輸は、この時期の配布を引き受けなかったため、佐川急便が引き受けてくれたことで、印刷を開始したのです。そのため、佐川急便が、ポストイングすることを期待して、超特急で広告ビラを印刷し、東京から唐津まで超速便で送った代金50万円を請求します。

② 得べかりし利益の喪失、交通費の損失について

反訴被告が反訴答弁書で記載している「得られるべき収入が得られなかったという主張は、休業損害の主張のことと考えられる」という点ですが、全く違います。

私は、他の選挙に立候補するにしても、公認会計士として働くにしても、このような訴訟事件を抱えてはうまくいかないため、まず、これを片付けているのであり、得べかりし利益の喪失は計りしれません。それについて、数量で計測できる公認会計士の標準報酬基準を目安として使っているのです。

従って、以下の計算で、請求します。

内容証明郵便や手紙の記載及びこの訴訟にかかった時間の対価

日当 108,500 円 X 25 日 = 2,712,500 円 → 約 270 万円

- ・ 時間の単価は、このような受託サービスの存在を教え、受託サービスにおける完了報告書の役割、請求行動との関連等に関するコンサルティングを公認会計士が行った場合の総合調査に関する責任者(118,500 円)と補助者(98,500 円)の公認会計士の平均(108,500 円)をとって計算しており、私としては、控えめな金額です。
- ・ 内容証明郵便や手紙(資料付)の記載など訴訟以前にかかった日数: 5 日
訴訟のための弁護士への依頼、陳述書、証拠等の準備に要した日数:

2011 年 1 月末現在 20 日

また、衆議院議員時代に地元であったとはいえ、今後、佐賀三区で立候補するか否か、それも含めてこの裁判により決定が遅れているわけですから、唐津市の事務所を閉鎖することもあり得るのであって、事務所の家賃も請求したいくらいなのです。そして、交通費として請求した直近の「東京⇄唐津」間の交通費は、交通費の精密な計算をすれば航空券代のみではないため、より多くなりますが、時間もなかったもので、実際よりも控え目に、金額の大きな航空券代のみを請求していたのです。それでも、現在は、航空券代のみで 418,000 円(乙 22)となっています。そのため、「東京⇄唐津」間の交通費を、2011 年 1 月末現在で、50 万円請求します。

③ 慰謝料等について

乙 1 の陳述書で書いたことは、事実です。また、検収目的の完了報告書も提出せず、乙 7 の催告書を送りつけ、また、偽造証拠をつけ弁護士の名を連ねて提訴するなど、その行動は常軌を逸しており、荒っぽい脅迫としか思えません。その間、私は他の仕事に支障をきたすなどの精神的被害も受けました。

そのため、慰謝料として、以下の金額を、請求します。

<内訳>

- 1) この広告ビラがポスティングされなかったため、私と渡辺代表との国政報告会が衆知されず、人の集まりが少なかったことにより、集まった人全員に勢いのなさを印象づけたこと(全世帯・全事業所に配布しているため、開催を知った人の 1%

が来たとして計算しても、約 2000 人になります。) 100 万円

- 2) この広告ビラがポスティングされなかったため、私が、自民党を離党してみんなの党に入党し、そこから立候補したということ及びその理由を衆智する機会を失い、選挙における投票行動にマイナスの影響を与えたこと 100 万円
- 3) この一年間、荒っぽい請求行動や脅迫の相手をしなければならなかったことによって受けた精神的苦痛による被害 200 万円
- 4) 私が、理不尽な主張をして支払拒否をしているような嘘のストーリーの情報を新聞社にリークし、主張の内容、証拠説明書の虚偽記載、証拠の偽造によりそのストーリーを強調して裁判を自らに有利に導くとともに、私を、社会的に抹殺しようとした結果生じた名誉毀損及び侮辱による損害(乙 24) 400 万円

④ 訴訟に関する諸経費について

訴訟に関する諸経費は、すべて反訴被告持ちとして下さい

私は、本当に契約どおりのサービスを受けた会社や個人に対しては、選挙後、直ちに支払いを行っており(乙 23)、金がないから支払いをしなかったわけではないにもかかわらず、交渉時、提訴時からの反訴被告の主張は、失礼な態度が多く、名誉毀損であり、侮辱です(乙 24)。

以上